

「応用物理学会放射線賞」規程

1. 本規程は放射線に関する優秀な論文を表彰の対象論文とし、その著作者に対して応用物理学会放射線分科会（以後放射線分科会と言う）が行う表彰について定める。
2. 本表彰を「応用物理学会放射線賞」という。英語名は、JSAP Ionizing Radiation Division, Academic Award とする。
3. 放射線に関する研究の進展または技術の向上に多大な貢献をした成果で、原則として、過去10年間に学術論文誌に論文として公表され、その内容を応用物理学会春季／秋季学術講演会にて発表したものを対象とする。
4. 受賞者は放射線分科会会員とする。
5. 受賞者は公募に応じた自薦および他薦の候補者から、応用物理学会放射線分科会に継続的に貢献を行ってきた者を優先的に選考する。
6. すでに公に顕著な賞を受けた論文は、応用物理学会放射線賞の対象論文としない。
7. 表彰は毎年1件以内とする。
8. 表彰は賞状および盾の授与とする。
9. 表彰は毎年「応用物理学会秋季学術講演会」期間中に行なう。なお、受賞者には学術講演会での記念講演、ならびに、「放射線」での解説論文の投稿を依頼する。
10. 放射線分科会幹事会は毎年11月までに受賞候補者募集要項を「放射線」および「応用物理」誌上に公表し、広く募集する。
11. 受賞者の選考は放射線分科会幹事長が委嘱した「応用物理学会放射線賞」選考委員会が行なう。
12. 放射線分科会幹事長は選考委員会より選考経過および結果について報告を受け、受賞者を決定する。放射線分科会幹事長は選考の経過および結果を応用物理学会理事会および放射線分科会幹事会に報告する。
13. 本賞の実施に関する必要な事項の審議および決定は放射線分科会幹事会が行なう。
14. 本規程は、総務担当理事の承認を経て改正することができる。

附則 本規程は2011年3月25日から施行する。

2015年9月28日 総務担当理事承認

2018年11月8日 改正 総務担当理事承認

2022年11月7日 改正 総務担当理事承認